

○王滝村役場消防隊の組織等に関する規則

平成 21 年 3 月 25 日

平成 21 年王滝村規則第 2 号

(目的)

第1条 近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、過疎地域における若年層の減少及び就業形態の変化等により、消防団員数の減少、団員の高齢化等の問題が生じてきており、特に昼間における火災では団員の確保が難しくなっている。こうした情勢に対応するため、役場職員（王滝村消防団未加入者）で王滝村役場消防隊（以下「消防隊」という。）を組織し、昼間の消防力の低下を補い、住民の生命身体及び財産の保護に寄与することを目的とする。

(消防隊の設置)

第2条 王滝村における昼間の火災に際して、消火活動を行うため、消防隊を設置する。

(消防隊の名称、位置及び管轄)

第3条 消防隊の名称、位置及び管轄区域は次のとおりとする。

名称 王滝村役場消防支援隊

位置 王滝村 3623 番地

管轄区域 村内一円

(組織)

第3条 消防隊は王滝村職員の内、王滝村消防団未加入者の男子職員で組織する。

(出動命令)

第5条 出動命令は、村長が行う。

2 村長不在のときは、村長及び会計管理者の職務を行う者の順序に関する規則（昭和 56 年規則第 14 号）の定めるところによる。

3 村長は消防隊の出動に際し、出動者の中から隊長を 1 名指名する。

(出動時間)

第6条 王滝村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の定めるところによる、平日の勤務時間内（午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分）とする。ただし、勤務時間前後 30 分（午前 8 時～8 時 30 分及び午後 5 時 30 分～6 時）に発生した火災において、人員が確保できれば出動する。

2 村長が特に必要と認めた場合は、平日の勤務時間外及び休日も出動する。

(職務)

第7条 隊長は、村長の命を受け管轄区域における隊の活動を統括する。

2 隊員は、隊長の命を受け活動を実施する。

(消火活動)

第8条 火災の現場に到着した消防隊は、消防団長の指揮の下に行動し、消火活動等に努めなければならない。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

王滝村役場消防隊の編成について

王滝村役場消防隊の編成について以下のとおりとする。

○隊員数

14名（平成21年2月現在：別紙参照）

※初動体制として消防活動に必要な人数（5人）を基本とする。

○処遇

活動は職務とみなす

○指揮命令系統

出動は村長命令による。火災現場では団長の指揮の下に行動する。

指揮命令は、本部長→隊長→隊員

○消防隊の役割

初期消火活動

※基本的に後着隊の消防団員や広域消防が到着後は、後方支援にまわる。

○職務内容

地域：村内一円

時間：勤務時間内（平日8：30～17：30）

※ただし前後30分（8：00～8：30及び17：30～18：00）
に発生した火災において、人員が確保できれば出動する。

○出動方法

C級可搬ポンプを公用車（軽トラック）等に積載し出動（ポンプは詰所）

その他、公用車に乗車し出動

○装備品

ヘルメット（役場職員用、各自用意）

※作業着、手袋、雨具、長靴等必要と思われる装備は草刈業務と同じ運用

◆過去10年の火災を事例にすると平日勤務時間内の住宅火災は1件

平成11年4月21日（水）16時50分発生 滝越区火災（三浦雪雄宅）

※林野火災は2件（平成11年樽沢火災、平成14年別荘地野焼き延焼）